

平成29年度海外留学支援制度(大学院学位取得型)募集要項  
(個人応募用)

「個人応募」による応募については、以下のいずれかに該当することが必要です。

- ・ 応募時点で国内の大学に在籍しておらず、かつ、卒業大学が「大学とりまとめ応募」を受け付けない。
- ・ 海外の高等教育機関において「学士」に相当する学位を取得した、又は取得を目的に在籍しているため、とりまとめを依頼可能な国内の大学がない。

※個人応募による応募者の卒業大学から大学とりまとめ応募があった場合、機構は、当該大学に対し、大学とりまとめ応募で受付を行わなかったことを確認します。応募者においては、必ず卒業大学へ大学とりまとめ応募の可否を確認した上で、個人応募を利用してください。

※この募集は、平成29年度予算の成立を前提に行うものです。

## 1. 趣旨・目的

海外留学支援制度(大学院学位取得型)(以下「本制度」という。)は、諸外国に所在する大学(以下「留学先大学」という。)へ留学する日本人学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が、国費により学修・研究活動に必要な経費を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成及び高度化に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、我が国の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

なお、個人応募については、平成29年度海外留学支援制度(大学院学位取得型)(大学とりまとめ応募)による申請ができない者に対して、応募の機会を確保するために実施するものです。

## 2. 定義

この要項において「派遣学生」とは、修士又は博士の学位を取得するために留学(我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムによる留学を含む。)する日本人学生等で、留学先大学における学位取得のための正式な教育課程に在籍する間、本制度により学修・研究活動に必要な経費の支援を受ける者としてします。

## 3. 支援予定人数

未定(参考:平成28年度募集採用人数128名)

## 4. 支援の内容

### (1) 対象分野:

修士又は博士の学位取得が可能な分野(芸術の実技分野を除く)。

応募者は、修士又は博士のどちらかを選択してください。

### (2) 対象国(地域):

(1)について学位取得可能な大学が所在する諸外国(地域)。

### (3) 支援期間:

申請内容等を考慮し、修士の学位を取得するコースは2年、博士の学位を取得するコー

スは原則3年を限度とします。

支援期間中は、機構が実施する貸与型奨学金を除き、他の奨学金等との併給は認めません。他の奨学金等を受給する場合は、本制度による支援を終了します。

なお、機構が実施し、本制度との併給が可能は貸与型奨学金は以下のとおりです。

- ①我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムにより留学する場合の国内の第一種奨学金、第二種奨学金
- ②第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)
- ③第二種奨学金(海外)

また、支援期間中に休学する場合は、本制度による支援を終了します。

#### (4) 支給内容:

支援期間中、派遣学生に対して奨学金及び授業料（以下「奨学金等」という。）を支給します。

- ① 奨学金月額（平成28年度実績。予算の状況により金額を変更する場合があります。）:  
148,000円(指定都市)  
118,000円(甲地区)  
104,000円(乙地区)  
89,000円(丙地区)

※詳細は別紙参照

- ② 授業料(保険料等の各種経費は除く.):

授業料は、1万米ドル相当までは実費額を支給し、1万米ドル相当を超える場合は、採用状況により予算の範囲内で追加支給する場合があります。ただし、2,500,000円を上限とします。

※これらの支給額については、平成29年度予算の成立状況により変更する場合があります。

(参考) 平成27年度採用者実績平均174万円

## 5. 支援開始時期

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、留学先大学が所在する諸外国(地域)において、学位取得のための正式な教育課程での学修・研究活動を開始する者については、入学する月から支援を開始します。

また、既に学位取得のための正式な課程に留学中の者で、学修・研究活動を継続する者については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間で新たな学年となる月より、支援を開始します。

なお、正式な教育課程で学修・研究活動を開始する前の語学研修期間等については、支援期間に含めません。

## 6. 応募者の要件

日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)で、次の(1)~(11)に掲げるすべての要件を満たす者とします。

### (1) 次のいずれかに該当する者

- ①留学期間終了後、大学や研究機関等において、我が国の国際競争力の強化や国際社会への知的貢献に資する教育研究を行う意思を有する者
- ②留学期間終了後、国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有する者
- ③留学期間終了後、その他の機関において、①又は②に類する活動を行う意思を有する者

- (2) 留学先での日本のPRの実施や、帰国した際に留学報告会並びに留学経験を踏まえた社会貢献活動への参加を最低5年間にわたって行う者  
(これらの活動状況については、留学中及び支援期間終了から5年の間、年に1回実施する「状況調査」の際に報告していただきます。)
- (3) 平成29年4月1日現在の年齢が次のとおりである者
- ①「修士」の学位取得を目的とする者： 35才未満
  - ②「博士」の学位取得を目的とする者： 40才未満
- (4) 学校教育法第二条に基づき設置された我が国の大学等を卒業し、学士の学位を取得若しくは取得見込みの者、又は海外の高等教育機関において、我が国の「学士」に相当する学位を取得、若しくは取得見込みの者
- (5) 留学期間開始時に、大学、企業等に常勤・非常勤を問わず雇用されていない者
- (6) 応募締め切り日から過去2か年以内に受験した英語能力又は語学能力が、次の水準以上である者
- ① 留学先大学での主たる使用言語が英語である者
    - ア. TOEFLの得点がPBT(Paper-Based-Test) 600点、iBT(internet-Based-Test) 100点、又はIELTS 7.0(Academic Module)以上である者
    - イ. 留学先大学が求める語学能力が上記ア以上である場合は、留学先大学が明示する語学能力以上である者
    - ウ. 留学先大学が求める語学能力が上記ア未満であると具体的点数で明示されている場合は、TOEFLの得点がPBT 550点、iBT 80点、又はIELTS6.0(Academic Module)以上で、留学先大学が明示する語学能力以上である者
 (注) 具体的点数で明示されていない場合は、上記アを適用する。
  - ② 留学先大学での主たる使用言語が英語以外である者
    - ア. 留学先大学が求める語学能力が具体的点数として明示されている場合は、留学先大学が明示する語学能力以上である者
    - イ. 留学先大学が求める語学能力が具体的点数として明示されていない場合は、留学先大学で学位取得及び専門分野の研究遂行に十分な語学能力を有すると認められる者
- (7) 大学学部以後の直近(大学学部卒業見込み者又は修士課程修了見込み者については応募時点)の学業成績が、次に定める方法で求められる成績評価係数が2.6以上である者

[成績評価係数の算出方法]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出(小数点第3位を四捨五入)

	成績評価				
	優	良	可	不可	
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

※履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

- (8) 留学先大学での取得予定学位が、取得済み学位と同分野かつ同レベルでない者
- (9) 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者
- (10) 留学中の本人に代わり、事務手続き等において、国内で確実に連絡を取ることができる連絡人を有すること
- (11) その他機構理事長が必要と認める条件を満たす者

注意1: 応募者は、各自で留学先大学からの入学許可及び留学に必要な査証を取得してください。応募時点で入学許可を取得できない者については、採用された場合、第7項に定める「(2) 応募者作成書類(個人応募用)(様式2-1)」に応募者本人が記載する留学期間開始時までに入学者を取得し、速やかに機構に提出してください。ただし、入学許可もしくは査証の取得に日数を要したことにより、平成28年度中(平成29年3月31日まで)に学修・研究活動を開始することが不可能となった場合は、派遣学生としての採用を取り消します。

注意2: 派遣学生が、下記の事項に該当した場合は、派遣学生としての採用を取り消し、既に奨学金等を支給している場合にあっては、奨学金等の全部又は一部を返納させる場合があります。

- ① 第6項に掲げる要件を備えなくなったとき
- ② 第7項に定める申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- ③ 支援期間中に、第4項第3号に定める他の奨学金等の併給を受けていることが明らかになったとき
- ④ 第9項第4号により提出された誓約書に違反する行為があったと認められるとき
- ⑤ 第11項により提出された留学状況報告書等に基づき、派遣学生本人、留学先指導教員または第7項により応募者が提出する推薦状作成者(以下「推薦者」という。)が、学位取得及び専門分野の研究遂行の可能性が無いと判断したとき
- ⑥ その他、上記以外の事項により留学の中止が適当であると認められたとき

注意3: 留学中は、安全管理、健康管理に努めてください。留学中における事故、疾病等に対して、機構では費用の負担や現地でのサポートは行わないので、海外旅行保険に加入する等、自己の責任で必要な措置を講じてください。

注意4: 旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられています。現地での緊急事態等の発生の場合に在外公館からの連絡や保護を受けられるよう、現地到着後、必ず最寄りの在外公館に「在留届」を提出してください。

## 7. 申請書類の作成及び提出

応募者は、(2)に定める応募者作成書類(個人応募用)を作成し、添付書類とともに申請書類としてまとめた上で、直接機構に提出してください。

(1) 連絡人届出書: 様式1

(2) 応募者作成書類(個人応募用): 様式2-1~9

※ 学長(総長)賞や学会における表彰を受賞しているなど、顕著かつ明確な実績がある場合は、面接審査においても確認する場合があるので、経歴書(様式2-2(任意書式))に詳しく記載してください。

※ 書類の作成にあたっては、作成・記入要領(応募者用: 別添1)を参照のうえ作成してください。必要書類の欠落(不足)や記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならな

い場合があります。また、一旦受理した後の差し替え及び訂正は認めません。

## 8. 機構への申請書類の提出期間

**平成28年10月3日(月)～平成28年11月10日(木) 17時必着**

申請書類は、書留又は宅配便等配達記録が残る方法で、封筒等の表に朱書きで「海外留学支援制度(大学院学位取得型)在中」と記載して送付してください。なお、提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても申請書類は受理しません。

また、受理した申請書類は返却しません。

## 9. 審査及び採否の通知

(1) 書面審査: 申請書類に基づき、書面審査を実施します。

結果は、平成29年1月中旬を目途に応募者あてに通知します。

書面審査の評価項目は以下を参考にしてください。

- ①志望理由、留学期間中の研究計画の内容
- ②留学終了後の将来計画、我が国の国際競争力の強化や国際社会への貢献に資する期待度
- ③成績表、推薦書等の応募書類の内容

(2) 面接審査: 書面審査による合格者に対してのみ、平成29年1月下旬～2月上旬を目途に面接審査を実施します。日時・場所が確定次第、機構ホームページにて面接の日程等を公開します。

面接審査の日程等の詳細については、書面審査の結果と合わせ、書面審査合格者あてに通知します(面接審査に伴う旅費等は応募者の自己負担とします。)

面接審査の評価項目は以下を参考にしてください。

- ①留学に向けての動機、熱意、人柄
- ②留学に向けての準備、専門知識
- ③プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力

(3) 採否結果: 面接審査を行った者については、平成29年2月下旬を目途に面接受験者あてに派遣学生としての採否結果を通知します。

(4) 派遣学生に決定された者は、決定通知に定める期限までに誓約書1通(決定通知時に記入用紙を送付)を機構に提出するものとします。

## 10. 奨学金等の支給方法

奨学金等の支給は、原則として、派遣学生本人名義の日本国内金融機関の口座へ送金するものとします。

なお、授業料について、機構から支給する前に留学先大学に納付する必要がある場合には、派遣学生がまず留学先大学に納付し、領収書の原本又は振込依頼書の控えを機構に提出した後、機構が関係書類を確認した上で支給することとなりますので留意してください。

## 11. 留学状況報告書の提出

派遣学生は、6か月に一度、原則として留学先大学が発行する成績証明書及び留学先指導教員作成の留学評価書(様式指定)の写しとともに、学修・研究状況に関する報告書(様式指定)を機構へ提出してください。また、支援終了から1か月以内に、学位記の写しとともに、学修・研究成果に関する報告書(様式任意)を機構へ提出してください。

なお、派遣学生又は推薦者が学位取得及び専門分野の研究遂行の可能性が無いと判断

した場合は、速やかに機構へ報告してください。

また、フォローアップの一環として、留学中及び支援期間終了後に「状況調査」を行います。留学中及び支援期間終了後から5年間は年に1回行いますので、必ず回答してください。それ以降についても、派遣学生の進路状況等をフォローアップするために状況調査を行うことがあります。本制度の趣旨を十分に御理解いただき、御協力をお願いします。

## 12. 本制度の財源について

本制度は、日本政府から交付される補助金を財源に実施しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和38年8月27日法律第179号)の適用を受けます。

従って、不正な手段により補助金(奨学金等)の交付を受けた者、又は補助金(奨学金等)を他の用途に使用した者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、場合によっては刑事罰が課されることがありますので、募集要項や事務手続きの手引き等に定める規定や手続きを遵守してください。

## 13. その他留意事項

留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用してください。また、留学に関する安全情報の収集手段として、外務省「海外安全ホームページ」等を活用してください。留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、派遣学生としての支援を見合わせる場合があります。

提出された個人情報、本制度実施のために利用されます。大学・在外公館・行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

### [留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

「海外留学支援サイト」URL : <http://ryugaku.jasso.go.jp/>

### [海外安全情報照会先]

○外務省「海外安全ホームページ」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)

○領事サービスセンター 海外安全相談班

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL : 03-3580-3311 (内線2902、2903)

ホームページ [http://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)

## 14. 本件照会先

独立行政法人日本学生支援機構

留学生事業部海外留学支援課 大学院学位取得型担当

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

TEL: 03-5520-6014

FAX: 03-5520-6015

E-mail: iso3@jasso.go.jp

※本件にかかる照会等については「海外留学支援制度(大学院学位取得型)個人応募」を予定する者本人に対してのみ回答します。なお、大学とりまとめによる応募に関しての問い合わせについては、大学事務担当者以外には回答しません。

※申請書類等は必ず下記15. 申請書類等提出先に提出してください。

## 15. 申請書類等提出先

株式会社イーピーメイト人材サービス部  
〒162-0821 東京都新宿区津久戸町1-8神楽坂ビル4F  
TEL: 03-5229-8996  
E-mail: gakui-jasso29@epmate.co.jp

※本件にかかる照会については、この連絡先では回答しないので、必ず上記14.  
本件照会先へ問い合わせてください。

本募集要項及び各種申請書類(様式)は、機構のホームページからダウンロード可能。  
アドレスは以下のとおり。

[http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study\\_a/long\\_term\\_h/index.html](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study_a/long_term_h/index.html)

## 派遣先地域による奨学金月額

地 区	地域名・都市名	地 区	地域名・都市名
指定都市 奨学金額: 148,000円	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン	乙地方 奨学金額: 104,000円	指定都市、甲地方、丙地方以外 の地域  【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金額: 118,000円	・北米 ・欧州 ・中近東(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く)  【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方 奨学金額: 89,000円	・アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ  【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティ リオデジャネイロ リマ

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。